

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更	平成23年9月30日	
(宛先) 京都府知事 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京田辺市田辺80番地		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 京田辺市長 石井 明三 電話0774-63-1122		

主たる業種	市町村機関				細分類番号	9	8	2	1
事業者区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則				第2条第1項第1号 第2条第1項第2号又は第3号 第2条第1項第4号				
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで								
基本方針	平成20～22年度を基準に、平成23～25年度の温室効果ガス排出量について3年間の年平均で3%を超える削減をする。								
計画を推進するための体制	市長を本部長とする京田辺市地球温暖化対策実行計画推進本部において、平成20～22年度を基準年度とする新たな削減計画の進捗管理を実施する。								
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20～22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率			
	事業活動に伴う排出の量	7,972.2トン	7,936.1トン	7,936.1トン	7,936.1トン	-0.5	パーセント		
	評価の対象となる排出の量	8,190.0トン	7,936.1トン	7,936.1トン	7,936.1トン	-3.1	パーセント		
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	目標の根拠	市地球温暖化対策実行計画及び環境マネジメント活動の中で、不必要的照明の消灯、電気機器の適正使用、空調温度の適温設定、空調機器の効率化、給湯の適正使用など、省エネルギー化を進め、3.0%を超える削減を目指す。							
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率		
	事務所 (市庁舎)	事業活動に伴う排出の量 (延べ床面積×100)	4.44	4.30	4.30	4.30	-2.27	パーセント	
		事業活動に伴う排出の量 ()						パーセント	
重点的に実施する取組の実施計画	原単位の指標及び目標の根拠	市地球温暖化対策実行計画及び環境マネジメント活動の中で、不必要的照明の消灯、電気機器の適正使用、空調温度の適温設定、空調機器の効率化、給湯の適正使用など、省エネルギー化を進めます。							
		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考			
		56.0 パーセント	68.0 パーセント	68.0 パーセント	112.0 パーセント				
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	機器の適正な運転管理に努める。							
	(24)年度	機器の適正な運転管理に努める。							
	(25)年度	機器の適正な運転管理に努める。							
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	職員駐車場有料化により自動車通勤は減少しており、引き続き公共交通機関や自転車利用による通勤の啓発に努める。							
	上記の措置を採用する理由	自動車使用通勤者総数の抑制							
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考				
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン					
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン					
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン					
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン					
	温室効果ガス排出量の削減効果又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン					
	合計	0.0トン	0.0トン	0.0トン					
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	市内の緑化を通して地球温暖化対策の取組を広めるため、平成20年度より緑のカーテンの講習会を開催し、参加者にゴーヤ苗の無料配布を行っている。 また、市内39の公共施設で緑のカーテンの栽培を実施している。								
特記事項									

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。